

お知らせ

水道料金の基本料金を4か月間免除します



問い合わせ 水道課経営総務担当 ☎989-2363

コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰等の影響を受けた市民や事業者の負担を軽減するための支援として、水道料金の基本料金を4か月間免除します。

対象

免除の対象期間中に、市と給水契約をしている
全ての使用者

※国、地方公共団体の施設等は除きます。

免除の対象期間

○偶数月検針の場合

令和4年10月・12月検針分(9・10・11・12月分)

○奇数月検針の場合

令和4年11月・5年1月検針分(10・11・12・
1月分)

免除となる金額

対象期間の水道料金請求額のうち、基本料金(消
費税および地方消費税額込み)を全額免除

使用期限の切れる水道メーターの
取り替えを行います

地域を分けて取り替えるため、使用期間が十分
に残っている場合でも取り替えの対象になること
があります。作業に伴い、委託先の指定工事が
敷地内に立ち入りますので、ご了承ください。

期間 10月21日(金)～11月11日(金)

対象地域

高萩東三丁目の全部、高萩、女影、旭ヶ丘、森
戸新田、高萩東一丁目、高萩東二丁目の各一部
※対象地域の地図は、市ホームページに掲載して
います。

※該当する人には事前にはがきでお知らせします。
なお、対象地域内でも対象外となる場合があります。

お願い・注意事項

- メーターボックス、止水栓(円形のふた)の上に
物を置いたり、付近に犬などをつないだりしな
いでください。
- メーターボックス内の土砂を取り除いておいて
ください。
- 取り替え後、蛇口から濁った水が出ることがあ
ります。このようなときは、少しの間、水を流し、
きれいになってから使用してください。
- 作業の際、立ち会いは不要です。留守でも交換
させていただくことがあります。

免除方法

- 水道料金の請求額から基本料金相当額を差し引きます。
- 検針票(使用水量等のお知らせ)には、基本料金を免除
した後の金額が表示されます。
- 基本料金を免除した後の請求額が0円となる場合は、
納入通知書を送付しません。口座振替を利用の場合は、
振替がありません。

免除の手続き

不要

注意事項

- 免除の手続きで、市役所や上下水道料金センターから
電話や訪問をすることは原則ありません。
- 免除の手続きのために、銀行やATMに誘導すること
はありません。
- 不審に思った場合は、口座番号や電話番号を答えず、
家族に相談または市役所や警察までお問い合わせくだ
さい。

▼口径別基本料金表

水道メーター の口径	1か月当たり (税込み)	2か月当たり (税込み)	4か月合計 (税込み)
13mm	550円	1,100円	2,200円
20mm	880円	1,760円	3,520円
25mm	2,420円	4,840円	9,680円
30mm	3,520円	7,040円	1万4,080円
40mm	7,480円	1万4,960円	2万9,920円
50mm	1万1,000円	2万2,000円	4万4,000円
75mm	2万7,500円	5万5,000円	11万円
100mm	5万5,000円	11万円	22万円
150mm	11万円	22万円	44万円

- 水道メーターの検針は、2か月に1回行っています。
- 基本料金の額は、ご使用の水道メーターの口径によっ
て異なります。水道メーターの口径は、検針票をご確
認ください。
- 水量料金(使用水量に応じて従量制で加算される料金)
は、免除の対象外です。
- 下水道使用料、農業集落排水施設使用料は、免除の対
象外です。
- 対象期間の途中で水道の使用を開始または中止したと
きなど、使用期間が4か月に満たない場合は、免除額
が上表の金額より少なくなることがあります。